

平成 2 7 年生駒市教育委員会

第 8 回定例会 議案

平成 2 7 年 8 月 2 4 日

生駒市教育委員会

平成27年生駒市教育委員会(第8回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第27号	生駒市における教育振興基本計画の策定について	1
議案第28号	平成27年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について	2~5
議案第24号	平成27年度(平成26年度対象)生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について	6

議案第 27 号

生駒市における教育振興基本計画の策定について

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により、地方公共団体が策定に努めなければならないとされている当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）については、これまで 3 回にわたり開催された生駒市総合教育会議における議論をふまえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 に規定する大綱をもって、本市における教育振興基本計画に位置付けるものとしたので、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 28 号

平成 27 年生駒市議会第 4 回（9 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

記

提出議案

- ・平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）
- ・生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について

平成 27 年 8 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		4,888,648	25,082	4,913,730
	1 教育総務費	663,684	4,723	668,407
	5 社会教育費	968,948	12,613	981,561
	6 保健体育費	1,295,216	7,746	1,302,962

第 2 表 繰越明許費補正

[単位 千円]

款	項	事業名	金 額
教 育 費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	4,723

第 3 表 債務負担行為補正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
南コミュニティセンター第2駐車場 用地返却に係る原状復旧工事	平成28年度	6,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別支出金	地方債	その他			
3 高山スーパーパソコン整備費	375,529	4,723	380,252			4,723	13 委託料	設計等委託料	
計	663,684	4,723	668,407			4,723			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別支出金	地方債	その他			
2 生涯学習施設費	400,019	12,613	412,632			12,613	14 使用料及び賃借料	敷地借上料	
計	968,948	12,613	981,561			12,613	15 工事請負費	生涯学習施設整備工事	

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特別支出金	地方債	その他			
3 学校給食センター運営費	263,731	7,746	271,477			7,746	1 報酬	プロボパーザル審査委員会	
計	1,295,216	7,746	1,302,962			7,746	8 報償費	謝礼	
							13 委託料	学校給食センター更新計画等作成支援業務委託料	



議案第 号

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、生駒市教育委員会の委員の定数は、8人とする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 24 号（継続審議）

平成 27 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 8 月 24 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭